

有期雇用職員給与規則実施細則

第1条(目的)

この細則は、特定非営利活動法人シーズネット(以下「当法人」という。)に有期雇用される職員に対する給与規則の運用に必要な実施細目を定める。

第2条(給与の支給時期)

給与の支給時期は、給与形態により次のとおりとする。

- (1) 月給、日給、時給により賃金計算する場合は、当月分を翌月 15 日に支給する。
- (2) 次の各号の一つに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、既往の勤務に対する給与を支給する。
 - ① 本人が死亡したとき
 - ② 本人が退職し、または解雇されたとき
 - ③ 災害及び負傷疾病など非常の場合で、職員からの申請を承認したとき
 - ④ その他、当法人がやむを得ないと認めたとき

第3条(給与控除)

有期雇用職員給与規則(以下「給与規則」という。)第5条第1項の控除すべきものは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 雇用保険料
- (7) その他、当該職員と書面契約によるもの

第4条(基本給の決定)

給与規則第6条に規定する基本給は、下記の基本給ランク表を適用して決定する

級	職務内容	時間給	月給	備考
A	業務責任者の指示により繰り返し行う軽易な業務	※ ~890 円	110,000 円～ 129,000 円	
B	業務方針に基づき自分で判断して行なう軽易な業務	900 円～1,040 円	130,000 円～ 149,000 円	

C	業務方針に基づき自分で判断して行なう中程度の業務	1,050 円～1,190 円	150,000 円～ 169,000 円	
D	業務方針に基づき自分で判断して行なう難易度の高い業務	1,200 円～1,340 円	170,000 円～ 189,000 円	
E	チームの中心的な役割を担い指導も行う業務	1,350 円～1,490 円	190,000 円～ 214,000 円	
F	業務全般の進行、改善等の取り組みができる者	1,500 円～1,640 円	215,000 円～ 234,000 円	

※北海道の最低賃金

第5条(時間外等手当の計算方法)

給与規則第7条の時間外等手当の計算は、次の各号に定める方法により計算する。

(1) 時間外手当

所定労働時間を超えて勤務した場合は、1時間当たりの基礎額に1.25を乗じて得た額に、その超えた時間数を乗じて得た額。

(2) 休日出勤手当

当法人が指定する休日に出勤した場合で、その休日が法定休日の場合は、1時間当たりの基礎額に1.35を、法定休日以外の休日の場合は、基礎額に1.25を乗じて得た額に、当該休日に勤務した時間数を乗じて得た額。

(3) 深夜勤務手当

前各号の時間外勤務、休日勤務が午後10時から午前5まで勤務した場合で、時間外勤務及び法定休日以外の休日に勤務した場合は、1時間当たりの基礎額に1.5を法定休日の場合は1.6を乗じて得た額に、当該時間数を乗じて得た額。

2. 本条の時間外手当、休日出勤手当、深夜勤務手当の算定に使用する1時間当たりの基礎額は、次のとおりとする。

(1) 基本給が月額給の場合は、当該月額を年間所定労働日数に1日の所定労働時間を乗じた時間数で除した額とする。

(2) 基本給が時間給の場合は、当該時間給とする。

第6条(改廃)

この実施細目を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

付則

この細則は、平成27年4月1日から適用する。